

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月28日（平成28年（行情）諮問第55号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第295号）

事件名：「平成26年度沿岸監視隊要員戦力化訓練について（通達）」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸幕情第276号電 *電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成26年度沿岸監視隊要員戦力化訓練について（通達）（陸幕情第276号電。26.12.17）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年8月7日付け防官文第12450号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで国の解釈に従って、電磁的記録の特定も行うべきである。

（3）開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円であり、開示決定通知書での請求額より少なくなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成27年8月7日付け防官文第12450号により、法5条3号及び6号の規定に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部運用支援・情報部運用支援課から各部隊等へ送付された模写電報（いわゆるファクシミリ）である。

(3) 不開示とした部分及び理由について

ア 本件対象文書中、2枚目の「1 目的」の1行目の部隊名等については、検討段階の部隊名であり、これを公にすることにより、今後の部隊新編に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

イ 本件対象文書中、2枚目の「1 目的」の2行目ないし4枚目の部隊名、訓練項目、訓練内容及び訓練場所については、陸上自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領並びに部隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを主張するが、本件対象文書については、法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり、その一部が同条3号及び6号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分は開示している。

イ 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、上記(2)のとおり、本件対象文書は模写電報であることから紙媒体であり、電磁的記録は保有していない。

ウ 異議申立人は、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなるとして開示実施手数料の見直しを求めるが、先に述べたとおり電磁的記録については保有していない。

エ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

本件対象文書中、2ページの「1 目的」の1行目の部隊名について

は、法5条6号に該当し不開示としたが、同部隊名は、自衛隊内部における検討段階のものであって、当該情報を公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じるおそれもあるため、同条5号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月15日 審議
- ④ 同年6月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度沿岸監視隊要員戦力化訓練について、陸上幕僚長から関係部隊等に対し通達した文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、原処分で不開示とした部分について法5条3号、5号及び6号に該当するとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上幕僚監部が保有している紙媒体の文書であり、陸上幕僚監部から関係部隊等に対して模写電報により通達したものであり、紙媒体しか保有していない。

なお、模写電報とは、自衛隊専用の通信回線を利用した通信手段の一つであり、ファクシミリの一方法である。

イ 本件対象文書の原稿については、陸上幕僚監部の担当者が電磁的記録として作成しているが、紙媒体に印刷して模写電報により通達した後は当該電磁的記録を廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、確実を期すために陸上幕僚監部の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 本件対象文書については、手書きの部分や押印等があることから、紙

媒体の文書と認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然、不合理とはいえ、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

（１）検討段階の部隊名

2枚目の「1 目的」の1行目の不開示部分には、検討段階の部隊名に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、開示請求時点において検討中の部隊名が明らかとなり、防衛省・自衛隊における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（２）陸上自衛隊の教育訓練等に関する情報

2枚目の「1 目的」の2行目ないし4枚目の不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練の内容及び場所等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の沿岸監視業務の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号、5号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久